# 第8期中央教育審議会大学分科会

委 員: 平成 27 年 2 月 15 日発令 臨時委員: 平成 27 年 3 月 24 日発令

(委員) 14名

小 原 芳 明 玉川大学長

亀 山 郁 夫 名古屋外国語大学長

河 田 悌 一 日本私立学校振興・共済事業団理事長

北 山 禎 介 三井住友銀行取締役会長

五 神 真 東京大学大学院理学系研究科長・理学部長、 東京大学大学院理学系研究科物理学専攻教授

志 賀 俊 之 日産自動車株式会社代表取締役副会長

竹 宮 惠 子 京都精華大学学長、漫画家

永 田 恭 介 筑波大学長

中 根 滋 学校法人東京理科大学理事長

羽 入 佐和子 お茶の水女子大学長

坂 東 眞理子 昭和女子大学学長

日比谷 潤 子 国際基督教大学学長

牧野正幸株式会社ワークスアプリケーションズ代表取締役最高経営責任者

山 田 啓 二 京都府知事

(臨時委員) 20名

安 部 恵美子 長崎短期大学長

天 野 玲 子 独立行政法人防災科学技術研究所審議役

有 信 睦 弘 独立行政法人理化学研究所理事、東京大学監事

井 上 正 仁 早稲田大学大学院法務研究科教授

上 山 隆 大 慶應義塾大学総合政策学部教授

大 島 ま り 東京大学大学院情報学環・生産技術研究所教授

岡 本 信 明 東京海洋大学学長

片 峰 茂 長崎大学長

勝 悦 子 明治大学副学長

金 子 元 久 筑波大学大学研究センター教授

小 畑 秀 文 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長

佐藤東洋士 学校法人桜美林学園理事長・桜美林大学総長

佐 野 慶 子 公認会計士

島 田 尚 信 UAゼンセン副会長

鈴 木 典比古 国際教養大学学長

橘 フクシマ 咲江 G&S Global Advisors Inc. 代表取締役社長

千 葉 茂 日本工学院専門学校校長

美 馬 のゆり 公立はこだて未来大学システム情報科学部教授

計 34名

# 第8期中央教育審議会委員

平成27年2月15日発令 (50音順)

会 長 北山 禎介 三井住友銀行取締役会長

副会長 小川 正人 放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授

副会長 河田 悌一 日本私立学校振興・共済事業団理事長

明石 要一 千葉敬愛短期大学学長、千葉市教育委員会委員、千葉大学

名誉教授

生重 幸恵 特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事長、一般

社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事

尾上 浩一 公益社団法人日本PTA全国協議会会長

小原 芳明 玉川大学長

帯野久美子株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役、大阪市教育委員会

委員

亀山 郁夫 名古屋外国語大学長

菊川 律子 放送大学特任教授(福岡学習センター所長)

五神 · 真 · 東京大学大学院理学系研究科長·理学部長、東京大学大学

院理学系研究科物理学専攻教授

小室 淑恵 株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長

櫻井よしこ 公益財団法人国家基本問題研究所理事長

志賀 俊之 日産自動車株式会社代表取締役 副会長

篠原 文也 政治解説者、ジャーナリスト

竹宮 惠子 京都精華大学学長、漫画家 田中 庸惠 千葉県市川市教育委員会教育長

田邉 陽子 日本大学法学部准教授

永田 恭介 筑波大学長

中根 滋 学校法人東京理科大学理事長

成田真由美 公益財団法人東京オリンピック・ハプラリンピック競技大会組織委員会

理事

羽入佐和子 お茶の水女子大学長

林 文子 横浜市長

坂東眞理子 昭和女子大学学長 日比谷潤子 国際基督教大学学長

福田 純子 練馬区立中村西小学校校長

牧野 正幸 株式会社ワークスアプリケーションズ代表取締役最高経営責任者

無藤隆白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長

山田 啓二 京都府知事

米田 進 秋田県教育委員会教育長

# 中央教育審議会関係法令

# **○国家行政組織法**(昭和 23 年 7 月 10 日法律第 120 号)(抄)

(審議会等)

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

## $\bigcirc$ 文部科学省組織令(平成 12 年 6 月 7 日政令第 251 号)(抄)

(設置)

第八十五条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

中央教育審議会

教科用図書検定調査審議会

大学設置,学校法人審議会

(中央教育審議会)

- 第八十六条 中央教育審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 文部科学大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。
    - イ 教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項(第三号に規定するものを除く。)
    - ロ スポーツの振興に関する重要事項
  - 二 前号イ及びロに掲げる重要事項に関し、文部科学大臣に意見を述べること。
  - 三 文部科学大臣の諮問に応じて生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議すること。
  - 四 前号に規定する重要事項に関し、文部科学大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。
  - 五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第七十一号)、理科教育振興法(昭和二十八年法律第百八十六号)第九条第一項、産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)、教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)、学校教育法、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)、スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)、スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)第二十一条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。
  - 六 理科教育振興法施行令(昭和二十九年政令第三百十一号)第二条第二項及び産業教育振興法施行令(昭和二十七年政令第四百五号)第二条第三項及び学校教育法施工令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十三条の二第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、中央教育審議会に関し必要な事項については、中央教育審議会令(平成十二年政令第二百八十号)の定めるところによる。

## **〇中央教育審議会令**(平成 12 年 6 月 7 日政令第 280 号)

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(組織)

- 第一条 中央教育審議会(以下「審議会」という。)は、委員三十人以内で組織する。
- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。 (委員等の任命)
- 第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

(委員の任期等)

- 第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解 任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。 (会長)
- 第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 (分科会)
- 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
教育制度分科会	一 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革
	に関する重要事項を調査審議すること。
	二 地方教育行政に関する制度に関する重要事項を調査審議する
	こと。
生涯学習分科会	一 生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議する
	こと。
	二 社会教育の振興に関する重要事項を調査審議すること(スポー
	ツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。)。
	三 視聴覚教育に関する重要事項を調査審議すること。
	四 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法
	律(平成二年法律第七十一号)の規定に基づき審議会の権限に
	属させられた事項及び社会教育法(昭和二十四年法律第二百七
	号)の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項(スポー
	ツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。) を処理すること。

初等中等教育分科会	一 初等中等教育(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育
	学校及び特別支援学校における教育をいう。次号において同
	じ。)の振興に関する重要事項を調査審議すること(生涯学習分
	科会及びスポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。)。
	二 初等中等教育の基準に関する重要事項を調査審議すること。
	三 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項
	を調査審議すること。
	四 理科教育振興法 (昭和二十八年法律第百八十六号) 第九条第一
	項、産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)及び
	教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の規定に基
	づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
	五 理科教育振興法施行令(昭和二十九年政令第三百十一号)第二
	条第二項及び産業教育振興法施行令(昭和二十七年政令第四百
	五号)第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた
	事項を処理すること。
大学分科会	一 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する重要事項
	を調査審議すること(スポーツ・青少年分科会の所掌に属する
	ものを除く。)。
	二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定に基づき審
	議会の権限に属させられた事項を処理すること。
	三 学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十三
	条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を
	処理すること。
スポーツ・青少年分科会	一 学校保健 (学校における保健教育及び保健管理をいう。)、学
	校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう。)及び学校
	給食に関する重要事項を調査審議すること。
	二 青少年教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。
	三青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること。
	四体力の保持及び増進に関する重要事項を調査審議すること。
	五スポーツの振興に関する重要事項を調査審議すること。
	六 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)、スポーツ
	振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)第
	三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法
	(平成十四年法律第百六十二号)第二十一条第二項の規定に基
	づき審議会の権限に属させられた事項並びに社会教育法第十三
	条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項(青少年教
0 共在の土の「畑」」口)	育に係るものに限る。)を処理すること。
2 前項の表の上欄に掲げる	る分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ 指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

- 第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあっては、分科会長)が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会(分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。)は、その 定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。 (幹事)
- 第七条 審議会に、幹事を置く。
- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務のうち、第五条第一項の表生涯学習分科会の項下欄の第一号に 掲げる重要事項及び第四号に掲げる事項(生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備 に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項に限る。)について、委員を補 佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。 (業事)
- 第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。 (資料の提出等の要求)
- 第九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の 長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。 (庶務)
- 第十条 審議会の庶務は、文部科学省生涯学習政策局政策課において総括し、及び処理する。 ただし、初等中等教育分科会に係るものについては文部科学省初等中等教育局初等中等教育 企画課において、大学分科会に係るものについては文部科学省高等教育局高等教育企画課に おいて、スポーツ・青少年分科会に係るものについては文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課において処理する。

(雑則)

第十一条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、 会長が審議会に諮って定める。

附則

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

# 中央教育審議会運営規則

中央教育審議会決定

中央教育審議会令(平成十二年政令第二百八十号)第十一条の規定に基づき、 中央教育審議会運営規則を

次のように定める。

(趣旨)

第一条 中央教育審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、

中央教育審議会令(以下「令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

(分科会)

第三条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。

2

令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄

に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、

審議会が必要と認め

るときは、この限りでない。

一 理科教育振興法(昭和二十八年法律第百八十六号)第九条第一項、	初等中等教育分科会
を除く。)	
権限に属させられた事項(スポーツ・青少年分科会の所掌に属するもの	
び社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の規定に基づき審議会の	
年法律第七十一号)の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及	
生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二	生涯学習分科会
事項	分科会

スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)、スポーツ振興投票の	スポーツ・青少年分科会
二 学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十三条のの権限に属させられた事項 の権限に属させられた事項 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定に基づき審議会	大学分科会
<ul><li>本第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</li><li>二項及び産業教育振興法施行令(昭和二十九年政令第三百十一号)第二条第二項及び産業教育振興法施行令(昭和二十九年政令第三百十一号)第二条第二章を業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)及び教育職員免金業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)及び教育職員免金業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)及び教育職員免金</li></ul>	

実施等に関する法律 (平成十年法律第六十三号) 第三十一条第三項及び

独立行 政法人日本スポーツ振興センター · 法 (平成十四年法律第百六十二

号)第二十一条第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項

並びに社会教育法第十三条の規定に基づき審議会の権限に属させられた

事項(青少年教育に係るものに限る。)

前 項 の表の下欄に掲げるもの のほか、 同項の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、 それぞれ 審 議

3

会があらかじめ定める事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。

4 前二項に規定する事項について分科会が議決したときは、分科会長は、速やかに、会長にその議決の内

容を報告しなければならない。

5 前各項に定めるも ののほ か、 分科会の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、 分科会長が

分科会に諮って定める。

# (部会)

第四条 部会の 名称及び所掌事務は、 会長 (分科会に置かれる部会にあっては、 分科会長。以下この条にお

いて同じ。) が審議会(分科会に置かれる部会にあっては、 分科会。以下この条において同じ。) に諮っ

て定める。

2 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。

3 令第六条第六項の規定に基づき、 審議会があらかじめ定める事項については、 部会の議決をもって審議

会の議決とする。

4 前項に規定する事項について部会が議決したときは、 部会長は、 速やかに、会長にその議決の内容を報

告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、 部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、 部会長が部会に

諮って定める。

# (会議の公開)

第五条 審議会の会議は、 公開して行う。ただし、 特別の事情により審議会が必要と認めるときは、この限

りでない。

2 審議会の会議の公開の手続その他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、 別に会長が審議会に諮って

定める。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、 審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、 会長

が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、 審議会の決定の日(平成二十七年二月二十五日) から施行する。

# 中央教育審議会の会議の公開に関する規則

中央教育審議会決定平成二十七年二月二十五日

中央教育審議会令(平成十二年政令第二百八十号)(以下「令」という。) 第十一条の規定に基づき、 中

央教育審議会の会議の公開に関する規則を次のように定める。

(会議の公開)

第一 条 中央教育審議会の会議は、 次に掲げる場合を除き、 公開して行う。

一 会長の選任その他人事に関する事項を議決する場合

前号に掲げる場合のほか、 会長が、 公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすお

それがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合

(会議の傍聴)

第二条 中央教育審議会の会議を傍聴しようとする者は、 あらかじめ、 文部科学省生涯学習政策局政策課

この条におい 7 「事務局」 という。 の定める手続きにより登録を受けなければならない。 ただし、 中央

教育 審 議 会の会議を傍聴することができる者は、 次に掲げるものとし、 その 人数は、 原則として当該各号

に掲げる人数とする。

放送機関、 新聞社、 通信社その他の報道機関に所属する者 一社につき一人

前号に掲げる者以外の者 原則として受付けの順序に従って事 務局 が許可する人数

2 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 登録を受けた者 (以下この条において 「登録傍聴人」 という。) は、 会長の許可を受けて、 会議

を撮影し、録画し、又は録音することができる。

3 登録傍聴人は、 前項の許可を受けようとするときは、 事務局の定める手続により申請するとともに、 会

議 を撮影し、 録画 又は録音するに当たっては、 事務局の指示に従わなければならない。

4 登録傍聴人は、 会議 の進行を妨げる行為又は他 の登録傍聴 人の傍聴を妨げる行為をしてはならな

5 会長は、 登録傍聴人が、 第二項の規定による許可を受けず、 若しくは第三項の 規定による事務局 の指示

に従 わ ずに会議を撮影し、 録 画し、 若しくは録音したとき、 又は前項に規定する行為をしたときは 退場

を命ずる等適当な措置をとることができる。

# (会議資料の公開)

第三条 会長は、 中央教育審議会の会議において配付した資料を公開しなければならない。 ただし、 会長は、

公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理

由があると認めるときは、 会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

# (議事録の公開)

第四条 会長は、 中央教育審議会の会議の議事録を作成し、これを公開しなければならない。 ただし、 会長

は、 公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその 他 正当

な理由があると認めるときは、 議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は非公開とした部分について議

# 附 則

事要旨を作成し、

これを公開するものとする。

この規則は、 中央教育審議会の決定の日 (平成二十七年二月二十五日)から施行する。

## 中央教育審議会の会議の運営について

平成27年2月25日 中央教育審議会申し合わせ

中央教育審議会は、会議の運営に関し、次のように申し合わせる。

- 第1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則(平成27年2月25日中央教育審議会 決定)第3条第2項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会(以下「審議 会」という。)の会議を経ないで諮問することができる。
- 第2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。
- 第3 文部科学大臣は,第1の方法により諮問したときは,速やかに,審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

附則

この申し合わせは、審議会の決定の日(平成27年2月25日)から適用する。